


多賀町 第3次地球温暖化対策実行計画



平成30年(2018年)3月

 多 賀 町

多賀町第3次地球温暖化対策実行計画

目 次

1.	計画策定の背景および目的	-1-
2.	これまでの取組	-1-
3.	計画の期間および基準年	-2-
4.	対象となる事務・事業	-2-
5.	対象となる温室効果ガス	-3-
6.	温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正	-3-
7.	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況について	-4-
8.	温室効果ガスの削減目標	-4-
9.	目標達成のための取組	-5-
10.	計画の推進組織等	-7-
11.	計画の進捗状況のチェック	-7-





1. 計画策定の背景および目的

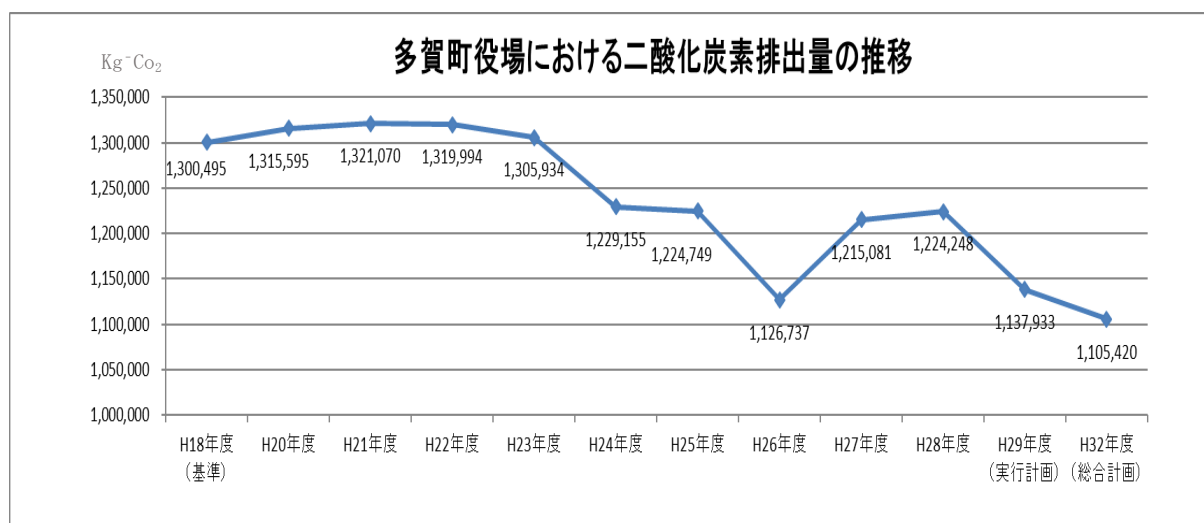
地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであります。平成 27 年（2015 年）12 月には京都議定書以来 18 年ぶりとなるパリ協定が採択され、今世紀後半には温室効果ガス排出を実質ゼロにして産業革命以降の平均気温の上昇を 2℃未満に抑制することなどが定められました。

我が国ではパリ協定の採択を受け、平成 28 年（2016 年）5 月に地球温暖化対策計画（以下「国の計画」という。）が閣議決定され、温室効果ガス排出量を 2030 年度において 2013 年度比 26.0% 減の水準を目標と定め、科学的知見に基づき、国際的な協調のもと率先的に取り組むと方向づけています。

多賀町においても、平成 25 年（2013 年）3 月に多賀町第 2 次地球温暖化対策実行計画（以下「旧実行計画」という。）を策定し、事務および事業に伴って排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んできましたが、このような背景を受け、国の計画に即して自らの事務および事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全および強化のために多賀町第 3 次地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. これまでの取組

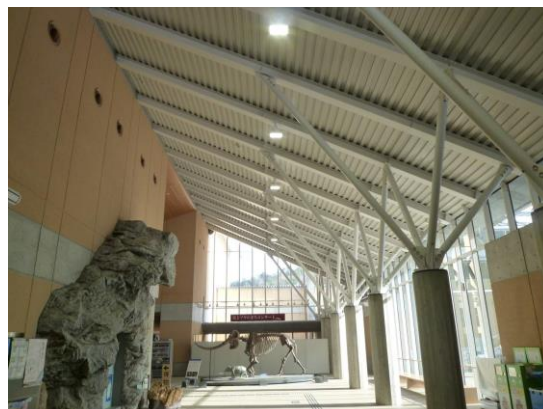
旧実行計画では、基準年度を平成 18（2006）年度、実行期間を平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度の 5 年間で定め、「12.5%の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する」と目標設定していました。期間中の取組として、電気等のエネルギー使用量を削減する省エネルギー化や平成 25（2013）年度には多賀町総合福祉保健センター、平成 27（2015）年度には本庁舎、また平成 29（2017）年度にはあけぼのパーク多賀に太陽光発電設備等を設置するなど再生可能エネルギーの導入を実施してきました。結果として平成 28（2016）年度時点での排出量は排出係数を基準年に固定した場合、1,224,248kg-CO₂ であり、6%の排出量削減を達成しています。しかしながら、第 5 次多賀町総合計画においては、2020 年度までに 15%の排出量削減を目標としており、目標達成のためにより一層の活動の推進が必要となります。



※上記グラフにおける CO₂ 排出係数は基準年で固定した値となっています。



太陽光発電設備（あけぼのパーク多賀）



LED照明器具（あけぼのパーク多賀）

3. 計画の期間および基準年度

本計画の期間は、2018年度から2022年度の5年間とします。また、基準年度は国の計画に即して2013年度とします。なお、第5次多賀町総合計画との整合性も考慮し、2020年度を中間目標に設定し、中間目標の基準年度は従来からの2006年度とします。

なお、本計画は、温室効果ガス排出量削減に係る技術の進歩および排出削減目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 対象となる事務・事業

本計画の対象は、下表に示す施設の事務および事業とします。旧実行計画からの主な変更点として、林業会館など6カ所の施設を温室効果ガス削減対象施設として追加しています。

なお、外部への委託により実施する事業は本計画の対象外としますが、温室効果ガス排出削減等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講じるよう要請します。

対象となる施設一覧表

本庁舎	川相出張所(大滝漁業管理休憩所)	川相生活改善センター
多賀町総合福祉保健センター	多賀幼稚園	多賀ささゆり保育園
大滝たきのみやこども園	多賀小学校	大滝小学校
多賀中学校	林業会館	あけぼのパーク多賀
多賀勤労者体育センター	多賀児童館	多賀町B&G海洋センター
多目的運動広場	多賀町中央公民館	多賀町放課後児童クラブ
多賀町民グランド	大滝武道館(多賀町民柔剣道場)	多賀町立清涼ファミリーステーション
多賀町立文化財センター	滝の宮スポーツ公園	多賀大社前駅コミュニティハウス
上下水道施設		

* で着色された施設が追加施設となります。

* 多賀町中央公民館と多賀児童館は平成31年度から新公民館に含まれます。

* たきのみや保育園と大滝幼稚園が削除となり、大滝たきのみやこども園が追加となります。



5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、温室効果ガスとして①CO₂（二酸化炭素）、②CH₄（メタン）、③N₂O（一酸化二窒素）、④HFC（ハイドロフルオロカーボン）、⑤PFC（パーフルオロカーボン）および⑥SF₆（六フッ化硫黄）が定められています。

しかしながら、二酸化炭素以外の物質については、本町の事務および事業の中で排出につながる活動量が少なく、温暖化寄与率が低いことから、本計画においては温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素のみを対象とします。

6. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正

本計画では、対象となる施設および基準年度の一部が変更となることから、基準年度における二酸化炭素排出量を再計算する必要があります。なお、2013年度以降は排出係数も安定しており、本来の目的を達成するためには各年度で環境省が提示する排出係数を用いて、下記のとおり排出基準値を再設定します。

- 補正前 2006年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値 1,300,495 kg-CO₂
- 補正後 2006年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値 1,309,606 kg-CO₂
- 補正前 2013年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値 1,765,475 kg-CO₂
- 補正後 2013年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値 1,779,657 kg-CO₂

◆温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正計算表

調査項目		固有単位	排出係数	2006年度 (旧基準)	変更分	2006年度 補正後排出基準値
使用燃料	ガソリン	L	2.32	20,268	0	20,268
	灯油	L	2.49	42,110	0	42,110
	軽油	L	2.62	10,590	0	10,590
	A重油	L	2.71	16,700	0	16,700
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.00	24,152	0	24,152
	電気使用量	kWh	0.336	2,985,589	27,117	3,012,706
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂		1,300,495	9,111	1,309,606

調査項目		固有単位	排出係数	2013年度	変更分	2013年度 補正後排出基準値
使用燃料	ガソリン	L	2.32	18,728	0	18,728
	灯油	L	2.49	26,251	0	26,251
	軽油	L	2.62	7,255	0	7,255
	A重油	L	2.71	27,600	0	27,600
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.00	16,853	0	16,853
	電気使用量	kWh	0.523	2,891,581	27,117	2,918,698
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂		1,765,475	14,182	1,779,657



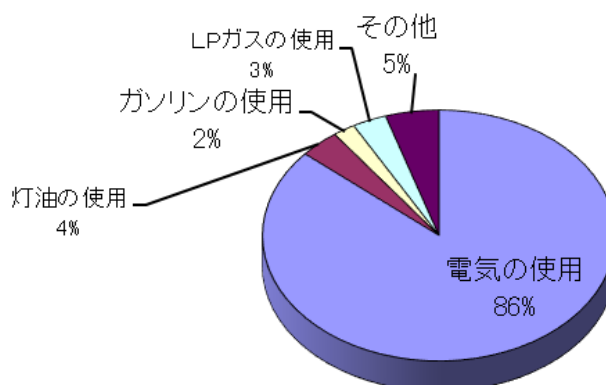
7. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況について

平成 28(2016)年度における二酸化炭素排出量の内訳は以下のとおりです。最も大きな要因は「電気使用量」であり、次いで「灯油使用量」となっています。電気使用量は平成 23(2011)年度から全体的に減少しているものの、各年度によって増減しているのが現状です。また、灯油の使用量は平成 23(2011)年度から平成 24(2012)年度にかけて大幅に削減されており、その後は横ばいとなっています。

このように旧実行計画においても二酸化炭素排出量の割合が高い「電気・灯油」を中心に削減に取り組んできましたが、一定の水準で下げ止まっている状況です。まだまだこれからもエネルギー使用量の削減に取り組みながらも、より効果的に二酸化炭素排出量を削減するために設備等をエネルギー単位当たりの二酸化炭素排出量が少ないものに転換していく必要があります。

◆平成 28(2016)年度 燃料種類別の二酸化炭素排出量の内訳

使用燃料	二酸化炭素 排出量(kg-CO ₂)	割合
電気	1,527,312	86%
灯油	64,879	4%
ガソリン	36,097	2%
LPガス	55,266	3%
その他	86,789	5%
合計	1,770,343	100%
電気と灯油の合計		90%



8. 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

本計画では、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を次のように定めます。

2006年度を基準とし、2020年度までに15%の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する。

中間
目標

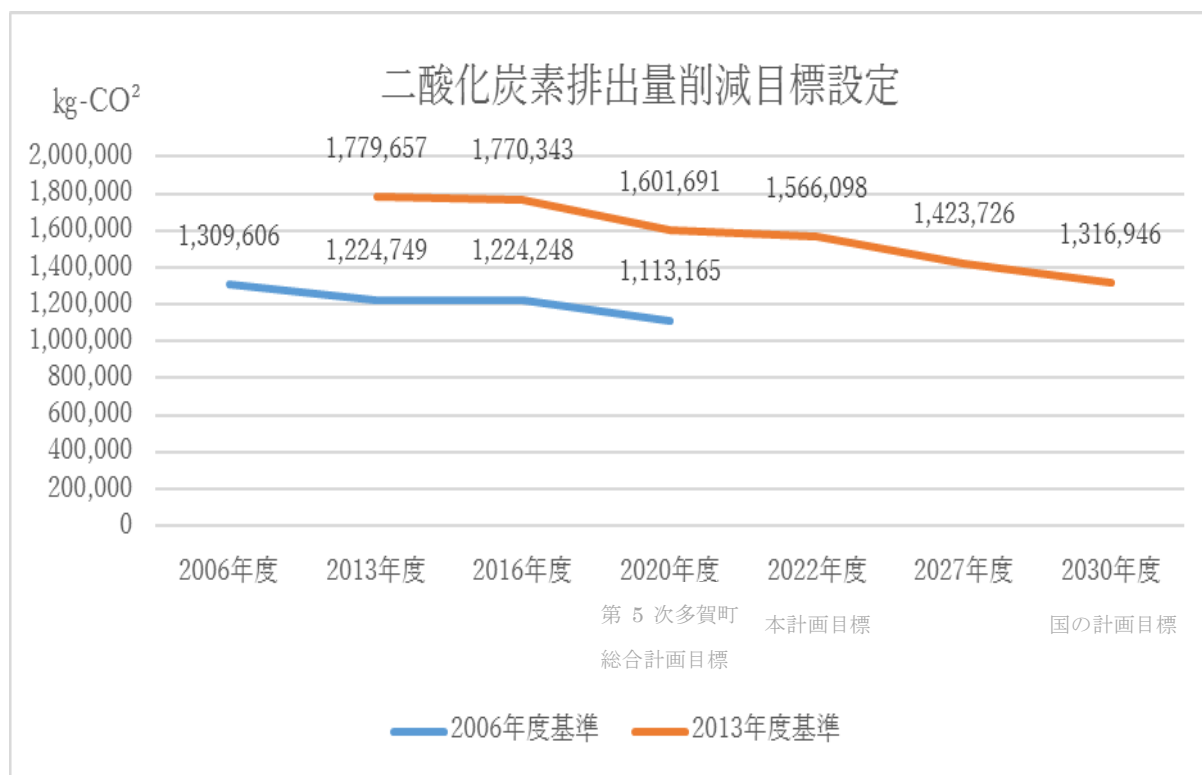
1,309,606 kg-CO₂ → 1,113,165 kg-CO₂
 【実質削減量：2006年度から196,441 kg-CO₂の削減】

2013年度を基準とし、2022年度までに12%の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する。

最終
目標

1,779,657 kg-CO₂ → 1,566,098 kg-CO₂
 【実質削減量：2013年度から213,559 kg-CO₂の削減】

* 中間目標における二酸化炭素排出係数は基準年で固定とし、最終目標における二酸化炭素排出係数は各年度で環境省が提示する数値を用います。



9. 目標達成のための取組

旧実行計画を遂行してきた結果としてエネルギー使用量が削減されているため、二酸化炭素排出係数を固定とした場合の二酸化炭素排出量は、平成 28(2016)年度時点で平成 18(2006)年度比 6%の削減となっていますが、実質の排出係数で温室効果ガスを換算すると平成 28(2016)年度時点で 2006 年度比 36%の増加となっています。

このように、二酸化炭素排出係数が本計画の目標達成に大きな影響を与えることとなりますが、国の計画目標にもあるように、あくまでもエネルギー使用量の削減ではなく、温室効果ガス排出量の削減が目標であることを前提に省エネルギー化や廃棄物減量化に取り組まなければなりません。

また、国の計画では森林吸収で平成 25(2013)年度の総排出量の 2%の二酸化炭素削減(約 2,780 万 t-CO₂)が見込まれており、森林が 86%を占めている多賀町においては、温室効果ガス吸収源対策として森林整備事業にも積極的に取り組む必要があります。

このような厳しい状況下で本計画の目標を達成するためには、社会システムやライフスタイルの在り方および一人ひとりの行動に大きく左右されることを認識し、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入など、自らが率先して取組を行うことにより地域の事業者・住民の模範となることで、地域全体で地球温暖化対策を実行できるように次の取組を継続して行います。



(1) 省エネルギー・再生可能エネルギー推進に関する取組

- ① O A機器は省エネモードの設定をし、使用しない時は電源を切る。
- ② 照明は業務に支障のない範囲で間引きし、昼休みおよび勤務時間外における照明の点灯は必要最低限の数にとどめる。
- ③ クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機器の適切な温度設定を行う。
(冷房 28℃、暖房 20℃を目安)
- ④ 設備や商品の購入については、省エネルギー型のものを選択するよう努める。
- ⑤ 公共交通機関・自転車・徒歩の活用を推進する。
- ⑥ 公用車の適正使用を徹底する。(エコドライブの推進、相乗りや走行ルート of 合理化、定期的な点検整備の実施など)
- ⑦ 燃料(ガス、灯油)や水の使用について必要最低限にとどめる。
- ⑧ 各種施設や設備の新設・改修時にはLED照明や太陽光発電等の省エネルギー型や再生可能エネルギーの導入を推進する。

(2) 廃棄物の減量化、リサイクルの取組

- ① 物品等は環境ラベリング対象製品や詰替・リサイクル可能なものを購入する。
- ② 両面印刷や書類の電子化を活用し用紙類の使用量を削減する。
- ③ 個人情報等に配慮しながら可能な限り分別を行い、再資源化を徹底する。
- ④ 使用済み封筒、フラットファイル等の再利用を推進する。

(3) 温室効果ガス吸収源に対する取組

- ① 緑のカーテンの普及など公共施設の緑化を推進する。
- ② 多賀町森林整備計画に基づき、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源を維持造成する。

環境ラベルあれこれ



◆エコマーク

環境に対する負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。



◆再生紙使用マーク

再生紙を利用したときに、古紙の利用率が一目で分かるように定めたマーク。



◆国際エネルギースターマーク

スイッチを入れた状態における待機時消費電力を削減する一定の基準を満たしたマーク。



◆省エネ性マーク

家電製品が国の省エネ基準を達成しているかどうかを示したマーク。通常省エネ性能は橙色、優れた省エネ性能は緑色。



10. 計画の推進組織等

本計画は、対象となる事務および事業の遂行にあたって確実な取組を推進するための「実行計画推進員」を設置するとともに、それらを統括管理するための組織を以下のように位置付け、また、職員研修も適宜設け、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

(1) 実行計画推進員

本計画は、職員一人ひとりの行動の積み重ねによって、目標が達成されることとなります。

そのため、各課単位で「実行計画推進員」を設置し、各施設や各課の取組を促進していきます。

(2) 実行計画推進管理会議

温室効果ガスの排出量調査の結果を踏まえて設定すべき目標、取組等について、検討・周知機関となる「実行計画推進管理会議」を設置します。

実行計画推進管理会議において周知された取組内容等は、すべての関係職員にも周知徹底し、温室効果ガス削減に資する職員一人ひとりの更なる取組の充実に繋げていきます。

(3) 職員に対する研修

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが環境保全に対する意識を持つことが重要です。

そのために、必要に応じて、環境関連等の資料を用いた勉強会や、セミナーなどを開催し、職員の意識の醸成を図ります。

11. 計画の進捗状況のチェック

計画の進捗状況のチェックについては、以下の図に示す流れで行います。

「実行計画推進員」を中心とした各施設・各課における取組については四半期単位ごとにきめ細やかな内部チェックを行い、実行計画推進管理会議事務局（産業環境課が担当）へ報告します。それを受け、四半期単位ごとの燃料・電気使用量および温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を全職員に通知し、削減状況を周知することで、各職員の排出量削減意識を高め、更なる取組の推進を促します。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況や取組状況の総括については、毎年6月までに「実行計画推進管理会議」を開き、全体の評価・改善策の検討を行います。「実行計画推進管理会議」では、評価の結果に基づいて、数値目標・取組目標・取組内容等を見直す必要性が認められた場合は、計画見直し案を作成し、町長へ提案します。町長は、計画見直し案について最終決定を行います。

また、これらの状況について、広報紙等を通じて町民に公表していきます。



〈計画の進捗状況チェック体制〉

